

第六十七回国会 大蔵委員会 議 録 第 五 号

昭和四十六年十一月二日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 齋藤 邦吉君

理事 宇野 宗佑君

理事 藤井 勝志君

理事 広瀬 秀吉君

上村 千一郎君

地崎 宇三郎君

中島 源太郎君

坊 秀男君

村上 信二郎君

森 美秀君

吉田 重延君

平林 剛君

堀 昌雄君

小林 政子君

出席政府委員

大蔵政務次官 田中 六助君

大蔵省主税局長 高木 文雄君

委員外の出席者

経済企画庁国民生活局参事官 齋藤 誠三君

国税庁次長 村田 博君

大蔵委員会調査室長 末松 経正君

委員の異動

十一月二日

辭任 齋藤 誠三君

補欠選任 西田 八郎君

同日

辭任 齋藤 誠三君

補欠選任 西田 八郎君

同日

辭任 齋藤 誠三君

補欠選任 西田 八郎君

同日

辭任 齋藤 誠三君

補欠選任 西田 八郎君

十一月一日

第一類第五号

大蔵委員会議録第五号

昭和四十六年十一月二日

付加価値税創設反対に関する請願(中井徳次郎君紹介)(第一九号)

自動車損害賠償責任保険料の算定に関する請願(橋本龍太郎君紹介)(第二二六号)

同(松野幸泰君紹介)(第二二七号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

○齋藤委員長 これより会議を開きます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案、所得税法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、質疑を続行いたします。阿部助哉君。

○阿部(助)委員 政府は、ドル・ショックだということでは景気対策をやる、こういうことで、減税、公共投資の増額をやりにするわけですが、国民はいま物価の猛烈な値上がりで非常に困難をしておるわけでありまして、また減税の問題についても、これと関連をしながら聞いてまいりたいのであります。何といつても、これは経済政策の基礎であります。ことに低額の所得層には減税の効果もない、そして物価の値上がりで苦しむ、こういうようなところへきておるのであります。いま物価問題は国民の最大な関心事であります。また政府は、いままで施政演説あるいは財政演説で、常にこの物価問題は最大の政治課題であつて、これに對して努力をするということをいつてきたのであります。物価問題、何をやっておるか、さっぱりわからない。ことに今度の国会にお

ける総理の演説でも、財政演説でも、この物価問題には何にも触れていない。一体これはどういうことなんですか。物価問題はもう投げちました、こういうことなんですか。次官にお伺いいたします。

○田中(六)政府委員 物価問題には何も大蔵大臣も触れていない、政府も触れていないということ、何をしておるかというおしかりでございますが、物価をどうするかということは、もう表に出す出さぬにかかわらずいつも政府の頭にあることでございまして、今回の補正予算における措置の全体の構想の中にも、所得税減税あるいは国際均衡、国内均衡という観点からも、国際均衡では変動相場制、国内均衡では金融、財政面から、そういうものをあわせまして、こういう際にこそ物価問題となつてすべてを考へるべきだという考へのもとに出発しております。

○阿部(助)委員 口に出す出さぬは別にして、物価問題には真剣に取り組んでおる、こういうお話なんですね。

○田中(六)政府委員 さようでございます。

○阿部(助)委員 それでは順次聞いてまいりますが、これだけ国民の関心の強い中で、いろいろ手を打っておるといふけれども、国民にはさっぱりわからない。いまは九月の消費者物価指数を発表したと思うのですが、現状、物価はどうなつておるのですか、なるだけ最近の時点の報告をしてもらいたい。

○齋藤説明員 本年になりまして春以降、消費者物価は比較的落ちついてまいりましたが、九月に入りまして季節商品の値上がり等が顕著にございまして、対八月、九月の前月は総合指数で三・八%でございまして、これを前年の九月同月対比いたしますと八・四%で、最近にない上昇でございまして、十月になりまして野菜等の出回りが若干回

復してまいりましたので、季節商品につきましては東京都部だけでございまして、八・二%低下いたしました。しかし同時に非季節商品がほぼ横ばいでございまして、東京の場合には九月に物価は非常に上がったわけでございますが、十月におきまして、十月に比しますと、東京で六・七%の上昇ということでございます。

○阿部(助)委員 ことしといつぱいだったら大蔵政府の見通しは五・五%でした。これは今度ほどの程度までなりそうですか。

○齋藤説明員 今年度の見通しは五・五%でございまして、九月までの上期の平均が七%でございまして、そういうことで五・五%の目標を達成するためには、下期が相当下がらなければならぬわけでございますので、われわれといたしましては関係各省と協力いたしまして、当面野菜その他の生鮮食料品、あるいは公共料金の抑制等について努力して、できるだけ、五・五%を上回る可能性は非常に多いわけにございまして、極力物価を上げないように努力いたしております。

○阿部(助)委員 次官、政府は努力しておる。またいままでも努力しておったはずなんです。努力しなかつたわけじゃないんです。総理は毎国会約束をしておるのでありますから、努力しておったんだらうけれども、一つも政府の見通しどおりになつたことがない。ことにいまの齋藤さんの報告によりますと、これは二十六年の八月以来の上昇ぶりだ、これくらい上がつておるわけなんです。そうすると、いまいろいろやっておる、私ほつと具体的に示してもらふねと、国民は、またうそつくんだ、政府はうそばかりついておるじゃないかということなんです、またうそつくんだとい

うことでこれは納得しないと思うんでして、もっと具体的に、どうやって五・五%に近づけるのか。それでは政府は明らかにこの数字を直すべきなんです。前には経済の見通しを改定されておるのですから、この際、本来ならば国民に、やはり国民も生活設計をするにこれは必要なんです。当然それは改定すべきなんです。政府は一体これからどうしようというのか、具体的にひとつ教えてもらいたい。

○田中(六)政府委員 先ほど事務局から説明いたしましたように、消費者物価指数は非常に高騰しておりますが、卸売り物価指数は横ばい並びにむしろ低下しているような状況でございます。特にドル・ショック、それから変動為替相場制度というによりまして輸出は伸びず、むしろ輸入が入る。そういうものを勘案しますと、輸出が伸びないというのは、結局国内の需要を喚起する以外にないわけでございますし、そういう観点から一つ物価の値下がりの要因があるわけです。それから輸入が入るといことは、やはりこれも物価値下りの要因になりますし、そういう二つの要因、そういうような観点からいずれにしても物価は下がるという方向にあります。

それから、もちろん物価問題も私もいつも念頭に置いているわけですが、現在の段階ではむしろ国内の景気刺激ということに観点が優先しております。これが無視されて国内の景気が非常に悪くなるということになりますと、物価問題よりもより大切な国民生活に大きく響くという観点から、いままず景気浮揚策ということに焦点を合わせております。これが何とか切り抜けられますならば、その次に具体的な物価問題、あなたのおっしゃるように本年度の見通しが五・五%だ、これはもう明らかに下期にそれを回復するといふようなことがはたしてできるかどうか疑問でございますので、いつの日にかそういうようなこともやらなくちゃいかぬのじゃないかと、私の私見として申し上げられると思います。

○阿部(助)委員 これは私見じゃ困るのでして、あなたでだめならやはり大臣に出てもらわぬとこれはだめだということなんです。ここを速記をとめて私見をお互いしやべり合うなら、これはそれでまた別にやりますけれども、——委員長、どうしましょうかな、私見ばかり述べても困るんですがね。

○田中(六)政府委員 最後の、私は私見と申し上げましたが、大臣と正式に、物価指数の改定をどうする、見通しをどうするということは相談申し上げておりませんが、常日ごろ大臣とも相談してあらゆる問題をやってきておりますので、やはり私が発言することは政府の責任だといふふうに思っています。

○阿部(助)委員 委員長長代理着席
消費者物価指数のことを申し上げておるのは、卸売り物価が安定しておるとあなたはおっしゃって。安定しておるのに消費者物価がこれだけ上がっているなんというの、私はなおさらけしからぬ、なんならあとで管理価格の問題を伺いますけれども、こういう形の中で大企業は労働者、一般国民を収奪しておるのだと、私はこう言いたくなるのです。だから、いま私はその問題に触れないで消費者物価のことを言っておるのではありませんが、いまの次官の御答弁からいまして、いま当面は物価が上がってもしょうがないんだ、問題は景気浮揚策なんだ、こういうふうに私は受け取ったのです。一つは、もう一つは、物価は何か下げていくんだ、こういうふうにおっしゃったように私聞いたのですが、これが五・五%の目標まで下がるには下がるような具体的な話をもう少ししてもらいたい。この二つありますので、こんがらかると悪いので、一番最初の問題だけ、まず答弁をお願いしたい。

○田中(六)政府委員 一番先の、まあ私も経済的な通念をいたしまして、卸売り物価が安定しておるならば、その経済の一つの根幹となるものは健全なものであるといふふうに信じております。したがって、消費者物価が非常に上がっている、高騰しておるといふことの要因をいろいろ分析しますが、その一つには、やはり多くの大衆の人々を犠牲にして消費者物価が上がっているという考えもあるでしょうが、やはり卸売り物価から店頭並んでおる小売り物価まで達するまでは、流通機構の間におきましていろいろな人の所得があるわけでございます。したがって、その中には賃金ありはそれぞれのサラリー、いろいろなことがありまして、それだけ消費者物価にはね返る、そこに要因があるわけでございます。私は必ずしも低所得者の人々を犠牲にして消費者物価が上がっているといふふうには考えておりませんが、むしろ賃金の高騰の中にも——賃金の高騰といえませんが、賃金の中にそういう消費者物価の値上がり要素があるといふふうに考えております。

○阿部(助)委員 どうも私の意見とかみ合わないのですが、それなら少しは下がるようにだけども、一つ一つあれましようか。
卸売り物価は安定しておるんだ。それで消費者物価が上がるのは流通機構に食われるんだといふいまの御答弁ですね。

○田中(六)政府委員 流通機構の中にあります、たとえばいろいろな従業員、それを運ぶ運賃もあるでしょうけれども、いろいろな人がそこに参加しているわけでございます。卸売り物価から消費者物価に達する間の過程にいろいろな諸要素があるといふふうに思っております。

○阿部(助)委員 それならば、まず流通機構を政府はもっと指導しなければならぬわけですか。これは六〇年から七〇年までのこの十年間の統計ですけれども、日本の場合には、卸売り物価は、これは政府の発表数字です、この十年間で一三・七%、そうして消費者物価は七六・六%上がっております。ところが、西ドイツの例を見ますと、卸売り物価が二五・四%、消費者物価は三・一・四%ですから、卸売り物価のほうは西ドイツの場合、日本の倍上がっておって、消費者物価のほうは日本の半分だ、こういうことなんです。一体、これは政府は何をしてやったかという、私は

それを聞いておるのです。だから、いまの消費者物価、途中なかの流通経費がどうだこうだとおっしゃるならば、それは流通問題をもっと政府は指導してやるべきだけれども、問題は、政府は一体消費者物価対策を何をしてもらったのだ。一体これからどうしたらあなたのおっしゃるように値下がりをしていくのだというところに国民は関心を持っております。

いまのように、まず景気浮揚策だ。この景気浮揚策は結局大企業のための景気浮揚策なんだ。国民のほうは、いま一番困っているのは生活の問題なんです。そこで、先ほど企画庁のほうの発表は八・二%とおっしゃったけれども、これは新聞で出ておるから皆さん御承知だと思いが、東京都では生活実感からいくと二四%も上がっております。またサラリーマン同盟ですかの調査では、一五・六%も上がっております。こういっておる。政府統計自体にこれは非常に不信感を持っております。私もデータのとり方に不信感を持っております。実際の生活実感はこのようにないへんところへきておるのです。この物価問題をいまあと回しにして、とりあえず景気浮揚策なんだ、こうおっしゃるのだと、私はこれはやはりもう一べんこれを聞かなければならぬ。どうなんです、その辺。

○田中(六)政府委員 景気浮揚策が当面第一だといふふうに申し上げておるわけでございますが、いって、物価問題をないがしろにするということではないわけでございます。物価問題につきましても、阿部委員御指摘のように、流通機構の整備ということは私も長年言っておりますことございまして、流通センターの整備とかいろいろなことをかなりの予算をかけてやっておりますし、各地方においても自治財源でそういう流通機構の整備で、生鮮食料品とかそういうものに對する値下がりのことについては、政府も補助を出してやっておりますが、なかなか思うにまかせないのが実情でございます。

げているわけですが、景気浮揚策というのは、やはり一つは今回のアメリカのニクソンの声明によるドル・ショックからきているわけですが、それが輸出が伸びない。輸出が伸びなければ、それだけ国内に回す品物がいろいろな点で、雑貨から機械、あらゆるもので出てくるわけですが、先ほども申しましたように、輸入の面でまだ円高になっておるわけで輸入が促進されるという両面で、かなり物価に響いてくるのじゃないか、そういうような気がしているわけですが。

それから、いま阿部委員は卸売り物価の指数のことを西独との比較をしておりますが、私は賃金がどうであろうかというのを考えるわけですが、日本の場合、一九六六年を一一・六にした場合に、現在、七一年の一一・三月でございますが、かなりの高騰を示しております一六・九、こういうのを見ますと、年の平均上昇率が一九六六年から一九七〇年で一五・五でございますが、やはり非常に高騰しておる。これはよその国、あなたの御指摘の西ドイツの場合と比べましてもすごい。西ドイツの場合は一九六六年、日本が一・六のとき六・七でございますが、それがわずかに七・六です。ポイントだけ上がっておるわけですが、それが日本の場合は五ポイントも上がっておるということが指摘できるわけでございます。やはりここに小売り物価指数が上がっているのは賃金の影響がかなりある。そういう意味から申しまして、大衆あるいは低所得層を犠牲にして云々ということが言えるかどうか疑問に思っておるわけでございます。

○阿部(助)委員 私がお伺い申し上げるのは、皆さんがこれから来年度の予算をお立てになる場合、また国民が自分の生活設計をする場合、また、いま減税云々といわれるけれども、そういう場合のこれは一番基礎になる問題だから、いま税金の問題の前にこれをお伺いしておるわけなんです。いまお伺いすると、日本では労働賃金の値上が

りがそのもとなんだ、これだけじゃないでしょうけれども、これを非常に強調されるわけですが、それならば、ひとつ西独やアメリカとの労働賃金のあれを述べてください。どちらが高いのです。

○田中(六)政府委員 先ほど私申し上げましたが、日本の場合一九六六年、賃金の指数を一一・六としたとすると、ちょうど七一年の一一・三月が一六・九になっておるわけでございます。五・三上がったおりますが、西ドイツの場合を見ますと、ちょうど一九六六年、日本のいま申しました一一・六の場合が六・七でございますが、それが同じ七一年一一・三月をとって見ますと、一年平均を見ますと、日本が一九六六年から一九七〇年の間の年平均上昇率が一五・五でございます。それが西ドイツでは七・六になっておるわけでございます。だから、それを見ましても、かなり日本のほうが年間の上昇率は多いのじゃないでしょうか。

○阿部(助)委員 上昇率はそうだけれども、金額はどうなんですか。

○田中(六)政府委員 金額は、私の手元ではちょっと指数がないわけでございますが……。

○阿部(助)委員 それは、一万円とっている人が二万円になれば倍になるのですよ。十万円とっている人が十五万円になったって五割しかふえてないのですよ。そんな数字を出したところで、日本の労働者はいま物価高で苦しんでおるのですよ。いま国民の最大の関心事は、物価高で生活が苦しいというところに一番大きな関心があるでしょう。その問題を私は聞いておるのだけれど、あなたがだんだんはなれるから、私もそれに沿ってはずれていくのだけれども、今度円を切り上げをするとか外国から安く来ると言うが、一番代表的なものは石油でしょう。灯油は一体下がるのですか。業界は下げないとういっておるのですよ。大手の消費者には、たいへんお世話になっておるからこれは下げるといふのでしよう。電力だとかああいう多く使うのは下がるだろうけれども、灯油は

OPECのほうで少し値上がりするからあれだが、貯蔵をふやさなければいかぬからどうだとかいうことで、下がるという意思表示はしていないのですよ。また、西ドイツでいままでマルクの切り上げをやったけれども、このときだって、西ドイツの消費者物価は下がってはいないのですよ。ましてや日本みたいに流通機構がこれだけ複雑である場合には、その過程で吸収されるだろうというところは、これは大方の想像するところでしょう。そうすると、いま物価がこれだけ上がってきたおる、この問題を安定させるには全く円の切り上げに期待しておるだけだ、政府はそれに期待しておるだけだ、こういうことなんですか。

○田中(六)政府委員 変動相場制の問題は一つの例として取り上げたわけで、そういうものがその条件の一つであるというふうに言っておるわけでございます。政府の施策の中には、たとえば生産性の低い農業についてはどうするか、あるいは中小企業、流通部門の合理化、近代化の促進というふうなことも、阿部委員も御承知のように、私も国会でいろいろな手をいままでやってきておりますし、輸入の自由化につきましても、すでに八項目につきましている点を発表しておりますし、それから競争条件の整備や労働力の流動化などにつきましても、各般の施策をいままで数年間にわたってやってきておりますし、私が申し上げたのは、たまたま変動相場への移行、そういうものも一つの要素だ、いろいろなものの中の要素の一つだということを申し上げておるわけでありました。

○阿部(助)委員 私が伺うのは、国民が知りたいというものは、もっと具体的な対策を持ち合わせておるのかどうかということをお聞いしておるのです。

〔藤井委員長代理退席、委員長着席〕
それでなければ、あなたが、いままでやってきたんだ、こう言うけれども、いままで政府は、総理は、何べんか国会の本会議場で物価問題は最大の政治課題でこれに努力するということを言い続けただけだ、この約束は守られてこなかった。だ

からいま具体的にどうするんだということを聞いておるのです。いま農業の問題が出ましたけれども、農業の野菜の問題はどうなんですか。一体どうしたら野菜を下げるのができるのですか。価格支持政策をとるならとる、そしてたまたま横浜でとっておるとか京都でやっておるといような施策をこれからとって、それで物価の安定をしますとこう言うならば、これはある程度私は期待いたします。しかし、ただ農業に対して何らかの手を打ちたいみたいなことでは、これは何も期待できない。なまじつが農林省が万博のときは西高東低だと天気予報みたいなことを言うから、ますます東京のほうが高くなってしまふ。今度も減反で野菜が出回るだろうというようなことを農林省が言うから、言ったとたん、これはおそらく農民はつくれれば下がると思うからつくらなくなるでしょう。野菜が高くなってくる。だから政府の言うことだけは、もっと具体的な施策をやって下げる、ほんとに国民の納得する、そして物価の下がるという具体策でなければ、いま円の切り上げをやったから外国からのものは安く入るでしょうと言ったって、それは国民は信用することができないのじゃないですか、どうなんですか。その点で、私は物価を——これだけいま困難をしておる生活状態、それに物価問題は今度は触れていない。一体政府は何をするのかということに対して国民は疑問を持っておる。それに答えてもらいたいということなんです。

○田中(六)政府委員 先ほど申しましたように、農業部門、低生産性部門に対する処置など長い間やっておるわけでございます……(阿部(助)委員「何をやったのですか」と呼ぶ)阿部委員御承知のように、物価といふものの値上がりは各国が苦しておるわけで、国内だけの対策だけでなく、いまはもう経済が国際的になっておりまして、国際的なインフレーションといふものは、日本がそのうち外におるわけにはいかぬという一つの原因がある。それから国内的に見ましても、季節的な要因がありまして、異常な低温だとか、台風など

の現象によつて、野菜などが値上がりするとか、これは一つの農業の宿命でしようが、ブタ年輪とかトマト、キャベツ、白菜だとか、そういうわあつとつとつたときにはまた低落するといふような一つの特性がございまして、物価全体をいろいろ考慮するときに、これをとつてこうだあだと言つても、なかなか各国とも苦しんでおる問題でございまして、私も先ほど申しましたように、生産性の低い部門とか、あるいは輸入自由化だとか、あるいは競争条件の整備、あるいは労働力の流動化などいろいろの処置をやつておりますが、それを具体的にどういふ指数で示せないのが残念ですが、そういうふうないろいろな諸施策をとつておるわけでございまして、無為無策で終つておるといふことにはならないといふふうに考へております。

○阿部(助)委員 いや、どうも私はあげ足をとるわけじゃないですが、物価は各国悩んでおることは私も承知いたしております。国際的な問題だからしょうがないのだ、こうおっしゃる。そうすると、それならば私はまた御質問をせにやいかぬのですが、これは国際的に上がつておるのだから、日本の物価も上がるのはしょうがないのだ、こういうことですか。

○田中(六)政府委員 しょうがないというのじゃなくて、いろいろな諸要素があつて、国内的な、国外的な諸要素がある。したがつて、阿部委員のおっしゃる通りに、具体策がないじゃないか、こう言われても、各部門で努力しておるといふことを申し上げておるわけでございします。

○阿部(助)委員 いや、いままでも総理は、就任以来物価問題について努力をするといふことは言明をしてきたのですよ。だけれども、物価はこうなつておる。いまお話を聞いておると、いろいろやつてきたのだけれども上がつたのだといふことで、もう手がないのだといふことなら、これは責任をとつてもらわなければいけません。国民はそんなことでは承知をするはずがないのです。だから物価を安定させられないのだ。国際的な経済

の中で日本の物価だけ安定させるといふことは困難なんだというなら困難だといふことで、そこからはいろいろな施策、たとえば生活保護世帯に対する手当をふやすとか、あるいは社会保障制度をやつて、低所得層にあたたかい手を差し伸べるとかといふ問題が当然そこから出てこなければいけません。その問題はやらねえ。そうして国会では施政演説で物価安定に努力します、物価安定に努力します—そうして政府の当初の年始めにおける目標は、これはごまかしの目標といふか……。

〔発言する者あり〕

○齋藤委員長 静粛に願います。

○阿部(助)委員 初めからごまかしの数字だと言われてもいふような、何か国民に期待だけ持たせるような低い数字で押えておいて、今度だつて経済見通しは変更したけれども、物価のほうはこれは努力目標だ、こんな言い方をされて、そうして物価のほうはどうだん上がつていくのか、国民はどういう計算で生活設計を立てたらいいのですか。もつと国民の生活を真剣になつて考へてもらわれないような政府では困るじゃないか、それを私は言つておる。努力したかもしらぬ、しかし努力のしかたがいまのようにはまづいのではない、これはそれなりに国民に責任をとつてもらわなければいけません。という事です。だからこれから一体、いまのうちに激しい物価の上昇、大臣も預金の利子よりも高くなるようなことは、これは悪質な物価の値上がりであつて、何としてもそれ以下に押えなければならぬといふこと言つておるけれども、もうさつきの数字を見ても八・何％といふば定期預金の金利よりも上回つておるでしょう。だからそこで、一体政府はこれから何をしようとするのかといふことを私はお伺いしておるわけなんです。

○田中(六)政府委員 まあ物価の値下がりといふものに対する努力をすると同時に、結局実質的な所得が上がれば相対的に物価は下がるわけでございます。この実質所得の向上といふことも、やはり物価対策の一つじゃないか。その意味では

そういうふうな考へられます。したがつて、阿部委員のおっしゃる通りに社会保障制度の充実といふことは、やはり大きな眼目じゃないかといふふうに考へられます。御承知のように、いままでは民間主導型の経済、つまり国際収支に焦点を合わせたような経済でございました。今アメリカのこのいう態度にかかわらず国際収支はぐつとよくなつておりますので、これからほんとうの国の主導、つまり財政主導型の経済にしないかといふけないといふような大きな観点から、私も今回の予算、それから四十六年も多少そのけが見えますが、補正予算、四十七年度も、社会資本の充実とかあるいは社会保障制度の充実といふようなことで、財政主導型の経済に持つていこうといふ考え方はあるわけでございします。

○阿部(助)委員 だから、その程度では、そんな言い方では国民はわからないのですよ。また期待もできないのですね。

経済企画庁の齋藤参事官にお伺いしますが、企画庁のほうでは一体どういう手を打つて物価を五・五％にするつもりなんですか。

○齋藤説明員 最近の消費者物価の値上がりのおもなものが生鮮食料品の価格の上昇でございします。これについては、目下農林省ともいろいろ協議いたしておりますが、まず、秋の集荷をいかに確保するかという点につきまして、農林省等におきましては保官の現地派遣等、あるいは生産出荷協議会等への協力要請等によりまして、できるだけ摩擦のない、若干予想よりは生産量は低いわけでございますけれども、そういうねらいでいろいろ手を打つておるわけでございします。

○阿部(助)委員 いろいろじゃ困るのです。具体的に言つてください。

○齋藤説明員 それは地域の生産出荷協議会等との協議によりまして、秋野菜につきまして出荷の円滑化をはかるよう指導、要請しているわけでございします。

また、流通段階の卸売り市場等につきましても、中央卸売市場法が改正になりまして、現在新

制度への移行の準備中でございますが、よく問題になります手数料問題等につきましても、農林省におきましても検討されておりますし、企画庁におきましても、物価安定政策会議の調査部会におきまして緊急な提言をするよう、現在先生方に御検討をお願いしておるわけでございします。

また、輸入物資が円高に伴つてあまり安くならないといふいろいろの問題がございしますので、先月末、物価担当官会議に輸入価格部会というものを設けまして、輸入価格の低下に伴つて、それが中間段階で吸収されないよう監視体制を強める意味におきまして、毎月調査を行ない、問題点を整理いたしまして、関係各省の指導のもとにできるだけ消費者価格に反映するよう努力しているわけでございします。

企画庁といたしましては、そういった問題につきまして関係各省と連絡を緊密にいたしまして、できるだけ物価抑制の実があらるよう努力している次第でございします。

○阿部(助)委員 まあそういう努力も必要でありましようけれども、もう少し具体的に、たとえば野菜の問題ならば、価格保障をするとか、あるいは作付面積に応じた助成をするとかいふようなことをしなければ、と同時に、流通機構をもつと徹底的に改善する手を講じなければ、これは下がらないのじゃないですか。ただ皆さん会議を開いた、何か学者に相談したというだけなら、いままでもずっとやつてきたわけでしょう。それで下がらないわけですよ。それで政府は下がらないなら下がらないと言へばいいのだけれども、安定させる、安定させると言つて安定しないところに私は問題があるのだと、こう言つておるわけなんです。

そういう点で、きのう何か参議院で六％にするとか何とか言つたやうでありますけれども、私しっかりと聞いておりましたので、新聞で見たわけでありまして、ほんとうに六％なら六％にできるのですか。

○齋藤説明員 昨日の参議院における質疑につい

て、私まだ正確に聞いておりませんので、ちょっとお答えできませんが、たとえば野菜につきましても、この秋の非常な出荷不足は夏の異常気象その他のいろいろな原因がございまして、夏場における野菜価格の低下による生産意欲の減退が相当影響しているわけでございます。農林省におきましても、八月以降、秋野菜対策としていろいろな価格保障の基準の引き上げ等いろいろな対策を講じてまいりましたが、そういう自然現象の影響等によりましてまだ実感があがっていないわけでございます。ただいま先生御指摘のとおり、まだ野菜対策が十分ではないという点は重々われわれもわかるわけでございます。そういうことで、この秋の野菜対策としては即効的なものがなかなか見つからないわけでございますが、冬以降あるいは来年度の野菜対策につきましては、農林省もすでにいろいろの予算も要求しておりますし、またさらにもう少し強力な措置を講ずるよう現在検討中でございます。われわれのはうはまたそういう結論を聞いておられないわけでございますが、先ほど申しましたように、物価安定政策会議におきましてもいろいろ諸先生方の御意見を聞いておりまして、間もなく何らかの形でわれわれの意見をまとめ、あるいは農林省にもそういう協力を求めたいと考えておるわけでございます。

○阿部(助)委員 この問題はあまり時間をとりたくないのではありませんか、農林省でもいろいろと、こうおっしゃるのだが、そのいろいろというのを聞きたいのです。

○齋藤説明員 間もなく農林省からまとめた意見が出ると思いますが、われわれのほうとしましては、さしあたりそういう供給体制をどう確保するかという点につきまして、秋だけの問題でございまして、輸送補助費の問題、それから台湾マメギの輸入の問題等、あまりきめ手になる秋の対策はございせんが、そういう点でも現状の制度の中でできる限りの努力をしたい所存でございます。

○阿部(助)委員 次官、いまお話を聞いておるよ

うに、あまりきめ手になるものはないのですよ。そうしますと、またあなたの言外のことばの意味をとりますと、やはり私はいまあなたの言ったのがほんとうだと思ふ。それは、当面景気対策に重点があつて、物価問題は二の次なんだというのが、いまの政府のほんとうの腹の中なんじゃないかというふうには感じましたわけでありまして。そうすると、国民のほうにとつてみれば、いろいろな政策も大事だろうけれども、当面これだけ生活が追い込まれておる。その中で物価対策というものはいまお話をあつたようにきめ手はないのだ。口では安定安定と言ふけれども、これはことばだけの問題であつて、実際はきめ手はないというのがどうも私の受けた感じなんです、これは違つておりましようか。

○田中(六)政府委員 順序としてまず第一に景気浮揚策だ、このニュアンスのとおり方でございますが、物価問題というのは政府がいつも言つておりますように、いつの時点においても取り組んでおる問題でございます。先ほど経済企画庁の事務当局から説明いたしましたように、すでに物価安定政策会議総合部会で「野菜の価格安定対策について」ということを昨年の十月に答申して、それのつとつていろいろやつておるわけですが、そのきめ手がどうにもならない。それはやはり物価問題がいかに広範囲にわたつて、いかに困難かという証左にもなると思ふのです。それで当面その物価問題はさておいて、景気浮揚策だけに没頭しているかというところでもないのです、全体的に考えて推進しております。ただ、いま私どもが眼前に予算というものを提案して御審議願つてゐるのは、やはり景気浮揚策というものを中心にしたものをお願いしているわけでございます。そういう意味からは当面景気浮揚策が前面に出ておるということは言えると思ひます。

○阿部(助)委員 だから、これはいつまでも繰り返しになりますので、これで次に移りたいと思ひますけれども、物価問題はいつも取り組んでいるのだがなかなか問題解決しないのだ、こういうお

話、また広範でなかなか具体的なあれがうまく見つかからないのだ、こういうお話、こうしてくると、極端にいえば佐藤内閣にはもう物価安定の能力なし、こういうことになるわけでありまして、そういうことで大体いいですな。

○田中(六)政府委員 能力なしでいいのですと言われましても、私、それでいいというわけにもいきませんが、私どもは全力をあげてこの問題に取り組んでおるといふこと以外には申しかねます。

○阿部(助)委員 物価問題、これは終わりたいと思つておるのだけれども、なかなか切りがつかない。たとえばさっきあなたが円の問題を出した。私も灯油の問題を出した。これは聞くところによれば一〇%の円の切り上げがあると、石油の業界は千二百億もうかるという話を聞いておるのではありませんか、それにかかわらずなかなかさつき言つたようにOPECのほうで少し値上げしろとかあるいは貯蔵設備に金がかかるのだというやうなことで、これも値下がりするという希望は持てないやうであります。ところが、いまのように、こうやつて、この物価はなかなか安定しない、当初の政府見通しでも五・五%、そしていま、もうそれも守ることはとうてい不可能だというやうなところへきておるとすれば、むしろこの物価値上げによつて一番打撃を受ける層に何らかの政策、対策を講じてやるといふのが当然だと思ふのであります。

そういう点で、先日、この委員会がわが党の堀委員から、いわゆる低所得層者に対してはどうなのか、所得税を納めてない層は一体どうなんだという問題が出ましたけれども、これは当然最も政府がここに意を注がなければならぬところに政府のほうはさっぱりこれに対処してないじゃないか。今度の減税の場合にも、この前も指摘がありましたように、どつちかといへば三百万円以上、この人たちにわにかた手厚い減税はされるけれども、低いほうに対してはされてない。これでもやはりいま言う私はこの点で問題があるだらう、こう思ふのであります。

いま税金を納めておる人は、皆さんの資料をいただきますと、二千六百万、こう記憶しておるのですが、それでよろしうございせんか。

○高木(文)政府委員 大体その数字、二千六百万人でございます。

○阿部(助)委員 そして三百万円以上の方々は約百万人、こういう大見当でよろしうございせんか。

○高木(文)政府委員 五百万円超で約一%、それから三百万円超、ずっと上全部合わせまして約二・五%。

○阿部(助)委員 何がございせんか。

○高木(文)政府委員 人員でございせんか。二千六百万の中で……

○阿部(助)委員 だから、人間の数で何ぼになりますか。

○高木(文)政府委員 五百万円超が約二十万人、三百万円から五百万の間が約四十五万人くらいでございます。

○阿部(助)委員 三百万以上となると、これで六十五万ですか。

○高木(文)政府委員 それを合わせると六十五万でございます。

○阿部(助)委員 そうなりますと、大体三百万以上でわずかに六十五万ということになると、二千六百万人のうちごくわずか、その大半は、いまのように物価の値上がりで減税なんというものは食われてしまふ、こう見て間違ひがなからうと思ふのですが、いかがですか。

○高木(文)政府委員 ちょっとただいまの御質問の意味がはつきりいたしませんでしたが、今回の税率と控除とを組み合わせる考へております減税の案では、各所得階層、非常に高いところは別といたしまして、各所得階層の減税割合が大体一二、三%から平年度で四、五%くらいのところ、平均的に考へておるのでございまして、その場合に物価問題との関連でどう考へるかという点になりました場合に、所得の高い階層

についてはすなわち余裕があるから、物価が上
がっても全く考えなくてもいいという考え方を
とつていいの、それともやはり所得の大小にか
かわらず、名目的ないわゆる所得増、貨幣価値の
低落による所得増というところもあるわけでござ
いますから、所得税の制度を考えます場合には、必
ずしも特定階層だけでなくてすべての階層につ
いて同じように考える必要があるのかということに
ついては、いろいろ御議論があるところであらう
かと思ひます。私は別にその問題について、こ
で特に先生の御意見について申し上げるつもりも
ございませぬが、それでは現在の状態のもとに
いて、三百万、五百万、七百万という階層につ
いては全く考えなくてもいいというわけにもまい
らないではないかというふうに考えているわけ
でございます。

○阿部(助)委員 私は、三百万以上のほうは全部
ぶん投げしてしまえという話をしたわけじゃないの
です。問題は、こつちのほうに手厚くて低いほう
に少な過ぎる。たとえば調査会の答申の出た翌日
の新聞は、もうあげて今度の減税は低所得者層に
は何らの効果もないというきびしい批判をして
おつたわけでありまして。そういう点で低いほうの
低所得層に対する減税の効果があまりにも薄過ぎ
るというところは私は申し上げておるのでして、上
のほうは考えなくたっていいという極論を吐いて
おるわけじゃない。その点で局長はどういう見方
をされるのですか。

○高木(文)政府委員 今回の減税を、最近の経済
情勢を前提として、特に年内減税ということも含
めて実施に移そうではないかというところを考え
られました契機といたしましては、一つはよくい
れておられますように、景気浮揚ということござ
いますと同時に、一つはやはり何となく、この
ように日本の経済が強固になったということに対
して、それはやはり国民全体の勤労の一つの成果
だということから、何か明るい一つのニュースと
して、単に経済的效果だけでなく心理的な効
果をねらつて、減税をしたらどうかというよう

感じから取り上げられてきたように思ひます。そ
の場合に、私どもの受けとめ方といたしまして
は、なるべく各階層に同じような割合で均てんす
るような減税の形が望ましいのではないかと、特別
な階層に特別に寄るといふことよりは、同じよう
な割合で軽減が行なわれることが望ましいのでは
ないかと、いろいろ考え方をとつたわけございま
す。そこで、ただいま御指摘のように、百万なり百五
十万なり二百万なりの階層についての軽減割合が
低いかどうかというところをございしますが、その点
は、一つには、やはり全体としてどのくらいの財
源規模によつてどのくらいの減税規模で減税を行
なうかということによつてきまつてまいりまし
うし、それからもう一つには、全体の減税規模の
中で、上の階層と下の階層とでどういふふうな階
層別に分け合ふかということによつてまいりまし
ますが、その点につきましても、実は来年度以降の
所得税制の姿といふこともひとつ考えてみなければ
ならないといふことを考えますならば、前回の
四十四年度と四十五年度にお願いをいたしまし
て、現行法の基礎となつておりますところの全体
の構造が、御存じのように、二百万、三百万、四百
万あたりから累進の限界税率が、いわば階段が急
に立つておられます関係上、所得税制の姿としては、
できるならばこれをなだらかなものにすることが
あるといふ要請がかねがねございしますので、その
ことも考え合ふ必要がある。彼此いろいろ欲を
出しました結果、このような案になつたわけござ
います。ただいまの、低い階層についての軽減
割合が少なくないかという御指摘に對しては、
政府の中で、この案を諮問して税制調査会に意見
をお尋ねをいたしましたときにも非常に熱心な
議論がございまして、二つの相対立する議論が
あつたわけございします。そのことでも明らかで
ありますように、その結果御承認はいただいたわ
けでございしますが、過程においてはたいへん議論
があつたわけございしますので、御指摘のよう
な御意見をお持ちの方も決して少なくはないと思
つておりますけれども、私どもは、いまいろいろこ

たごた申しましたような要素を考え合わせまし
て、現在の案でお願いをするということにいたし
たわけでございます。

○阿部(助)委員 局長、わからないことを言うて
だんだんぼかしていきようですが、財源の額に
よつてきまるとか、そんなものはわかり切つてお
ることなんです。ただ問題は、それをどのよう
にやつたら、いまだ一番生活に困つておる人たちに
少しでもあつたかやれるかというのが政治だと
思ふのです。そういう点で、物価が上がつた、
こういたしまして、それはみんな同じ値段で金
持ちも貧乏人も買つて食べるんだから公平だとい
うわけにはならぬでしょう。その負担の割合は、
物価が上がつてきた、その物価による痛手とい
うのは、どちらかといえば低所得者層に重くのし
かかつてくるでしょう。また、景気浮揚策とい
えば、この前堀委員から指摘がありましたように、
どつちかといえば、低いほうへこれを出せば、や
はり購買力に回つてくるだろうという点からい
ても、景気浮揚策としてもこれは疑問がある。そ
れよりもっと大事なものは、いまの物価高の中
でこの減税をやるといふことになれば、もつと低
所得者層にこれを手厚くするのが当然なんじやな
い。

そういう点で、私、一つお伺いしますが、なぜ
ことしは給与所得控除を上げなかつたのか。これ
を引き上げて、労働者の大幅な減税をまずやるべ
きであつたのじゃないかという感じが私はするの
ですが、その点はどうなんです。

○高木(文)政府委員 第一の、景気刺激策という
見地から、あるいは物価が上がつていゝる現状にお
いての生活費負担を軽減するという見地から、ど
のような所得税の改正を行なうべきかという見地
に立つたならば、もう少し別の考え方があつたや
ないかと思ひます。しかし、所得税のどういふ改正をす
るかという場合に、単にそれだけの見地からだけ
でよろしいのかどうかということについては、私
どもは多分に疑問を持つわけございまして、や

はり税は税として、一番基本的にいわゆる負担の
公平論といふものが背後に一本通つてなければな
らないのではないかと思ふわけでございます。そ
の意味からいいますと、やはりある程度のなだ
かな階層に應じた負担の増加といふことを考へて
組み合わせをつくらざるを得ないのではないかと
考へたわけでございます。

第二点の、給与所得控除の問題につきまし
ては、現在までここ数年の間かなり給与所得控除
の拡充をはかつてまいりました。いわゆる課税最
低限の引き上げの内容といたしまして、基礎控
除、配偶者控除等のいわゆる人的控除の拡充と給
与所得控除の拡充を通じて今日まで改正がはから
れてきたわけでございます。現在、たとえば年収
五十万円の場合の控除額は二十万四千円になつ
ておりますから、すでに控除率としては四〇・八％
といふかなり高い率になつております。そろそろ
他の所得者との均衡の問題も起こりつつある状態
になつておるわけでございます。

そこで、その問題は、今後基本的にどういふ
に考へるか、さらに給与所得控除の引き上げを今
後とも継続的行なつていくべきかどうかはなお
御議論いただきたいところでございしますが、今回
の場合につきましても、この春の改正の際に、定
額控除を十万円から十三万円まで一挙に引き上
げていただきました。その前から申しますと、四十
一年に四万円、四十二年に八万円、四十三年に十
三万円と上げてまいりましたものを、四十六年に十
三万円まで定額控除を上げてまいつたわけござ
います。今回は、先ほども申しますように、特に
給与所得者だけを中心の減税ということよりは、
どちらかといえば、事業所得者も含めて、また農業
所得者も含めて、その他の所得者も含めて、同じよ
うな割合で同じような程度に各階層に減税効果を
及ぼしたほうが望ましいのではないかと、いろいろ
方から、いわゆるサラリーマンだけを特別に優遇
する——ことばを改めます。特別に厚くするとい
うことよりはむしろ一律であるほうがいいのでは
ないかということ、給与所得者についてだけ

はり税は税として、一番基本的にいわゆる負担の
公平論といふものが背後に一本通つてなければな
らないのではないかと思ふわけでございます。そ
の意味からいいますと、やはりある程度のなだ
かな階層に應じた負担の増加といふことを考へて
組み合わせをつくらざるを得ないのではないかと
考へたわけでございます。

リットが及びます給与所得控除である、他の特別な所得層についてだけリットがございます何らかの措置ということは一切見送るということにいたしましたわけでございます。

○阿部(助)委員 今度はそうした、したのだから皆さんはそれを推そうとするのだからけれども、他の農業であろうと中小企業であろうと、やはり百万円、二百万円以下の層にもう少し手厚くしたらどうかということをお私言っておるのでして、その代表的な問題として給与所得控除を上げる。これに見合せてそれを上げればいいのであって、今度の景気刺激だという観点からいっても、いまの、先ほどお聞きのような物価情勢からいって、これを引き上げるということがまず重点であるべきだ、こういう議論を私は申し上げておるのです。その点で、もう皆さんは一応案を出してしまつたらなかなか大蔵省は変えないのでしょうけれども、問題は来年はどうするのです。来年いまのような物価上昇の中でこういう低所得者層に対する減税というものはお考えないのですか。

○高木(文)政府委員 今回の年内減税のやり方といたしましては、具体的には所得税法の改正というごとでお願ひしておるわけでございます。その場合には四十七年度以降に適用になります基本法の改正という形でお願ひをしております。基本法の改正と、とりあえず四十七年度に適用になる所得税の姿を描きまして、そのほば四分の三を繰り上げて年内に実施をするという形をとっておるわけでございます。それから四十七年度には所得税の減税についてはもう考えないのかどうかというところにつきましては、先般の当委員会におきまして御委員の御質問に対して大蔵大臣がお答え申しておりますが、来年度の財政需要等を現在見通すことは非常に困難でございますから、決定的なことは申し上げられないわけでございますが、それにいたしまして、大臣のことはによりまして、これ以上の余裕が来年度歳入の見込みからはむずかしいのではないかとこのように考えております。

ますが、しかし、そういう案をいかに出してもきめるのは国会でございますから、来年は来年でまた何らかの手直しをされるかどうか、そういうことはこれはまた国会のされることでございまして、私どもとしてはそういう気持ちで今度の減税案を出したということでございまして、こういう答弁を、私どもの手元で控えましたメモではいたしておるのでございまして、私ども事務局といたしまして、来年度の税収の見積もりが、全く見当はつきませんが、大ざっぱにいつて非常にいわば暗い見通しを持っておるものでございまして、いまここであまり楽観的なことを申し上げるのはいさぐさいけません。そこでお現在お願ひしております所得税法のままで、きわめて部分的な手直しというのはいさぐさあり得るかもしれませんが、かなりの額を必要といたしますような減税は困難ではないかというふうに考えております。

○阿部(助)委員 そうすると、ことしは財政需要がたいへんよろしいので減税されたわけですか。

○高木(文)政府委員 決して本年もよろしいわけではございませんので、そこはいわばいろいろな政府主導型のポリシーをとる……(阿部(助)委員「いろいろとは何です。」と呼ぶ)公共事業の投資をふやすこと、それから減税を行なうこと、それを組み合わせて、いわば民間主導型経済から財政主導型経済へというふうに切りかえを行ないます場合に、どうも公共投資をふやすことによる刺激効果というものは、乗数効果は大きいけれども早く出てきそうもない、効果のあらわれ方は少しおくれぎみであるので、減税をそういう意味で取り上げるのであれば、早くやることに意味があるであろうということで、どちらかと申しますと、減税の大ききより時期に重点を置いて早くやるということに意味を見つけて、ことし、かなり無理をして年内に繰り上げてやつたというふうな事情でございます。

あまたからということよりも、これは次官、もう一つ考えなければいかぬと思うのは、私は、今日円切り上げが迫られておるなんというのはいさぐさ日本の産業構造自体に問題もあると思うのです。それは何と言つても日本の低賃金というものがやはり根底にあるので、いま切り上げをやつてみたところで、いままでみたいにはまた低賃金で労働者をこき使つていけば、これはまた同じようなところへはまってくるのは当然なんです。そういう点からいっても、またいまの物価の問題からいって、低所得層に対する手当というものは何と云つても急務だと、私はこう思うのでして、財政需要が許せばなんて、ことし財政需要はあまり許していないのに公債発行してまでやるわけでしょう。それを考えれば、日本の産業構造を平和な産業構造にしていくためには必要なんじゃないかと、私はこういう感じがするわけですが、次官はいかがですか。

○田中(六)政府委員 日本の産業構造が誤っていないかという御質問ですが……(阿部(助)委員「低賃金だ」ということですが)低賃金に押えられておるという産業構造になっておるのじゃないかということですが、私はそういうふうには解釈しておりませんで、やはり日本経済はかつては二重底の経済で低賃金者層と上のほうと二つあったというふうにいわれておりますが、それは年とともに解消しているのじゃないかと思うのです。それで、経営者と勤務している人、労働者というの、資本主義機構における限りどこにでもあるわけですが、その差がどうなるかということが問題じゃないかと思うのですが、それは先ほど申しましたように二重底の経済というものはだんだんよくなっておりまして、私どもも今回の補正予算の中の内容につきましても、先ほどから高木局長が申しますように、税全体のことを考え、つまり納税義務者はだれかということを考えた場合、税負担の能力あるいは税を現実的に納めておるの、やはり三百万以上の人が半分ぐらいは納めておるので、人間にしてこれはわずかでございませ

す。あなたも指摘しておりますように百万足らずでしょう。その人が半分以上も納めておるという税制のあり方を考えたときに、今度は減税する場合にそういう人ははうっておいで特殊な人に考えるという考え方が、税の体系から見ましてはたしどろか、つまり財産の使用収益処分というような課税の対象という原則から考えてどうかという疑問点がありますし、そういうところは全体的に見てやはり考えなくちゃいかぬのじゃないかという気がいたしております。

○阿部(助)委員 どうも少し極論されるですね。数が少なからうと何であろうと、よい収入のあるところの人たちがよい納めるのは当然のことじゃないのですか。局長、それは当然のことじゃないですか。

○高木(文)政府委員 所得の多い方がよい税を納められるのは、現在の所得税の構造上当然なことと思ひます。

○阿部(助)委員 次官、だから上のほうを全部ぶんでおいてしまふといつておるのではないのです。今度の減税はその層に厚過ぎると思ひつておるだけの話であつて——厚過ぎると思ひつておるだけの話であつて——厚過ぎると思ひつておるだけの話であつて、低所得者ほど生活が困つておるんだから、それを引き上げていくべきだ、こういうことなんですよ、あなた、こつちのはう全部ぶんでおいてしまふというふうな極論をされるようだけれども、少し話が違ふんじゃないですか。しかも日本の——あなたは私の話をよく聞いていないのだが、私の言つておるの、じゃ日本の労働賃金は、大体アメリカ並み、ヨーロッパ並みだということですか。低いんですよ。これは間違つておつたらあれですが、私の調べたところによつて、自動車産業の労働者だけとつてみれば、これは六九年の統計ですが、自動車産業の一時あたりの労働賃金は、アメリカが千四百五十一円、西ドイツが七百八十九円、イギリスが六百十一円、そして日本は三百二十六円です。アメリカの四分の一です。西ドイツの二分の一です。

そうして、これはまあ余分なことだけれども、労働分配率なんというの日本がずば抜けて低いんですよ。

私はそういうことを言っておるんでして、低所得者は物価が上がれば困る。しかも物価は先ほど言ったようにこう上がっておるじゃないか。そうすればそこのほうにウエートを置いて減税するのが当然じゃないか。そうしてことし、いま皆さんの案を出せばなかなか変えない。局長は、国会でできるんだという。国会はなるほど形式上はそういうことになってくるかも知れないけれども、これは皆さんのほうから提案をされてくるといふことになれば、来年ぐらいいはこれを直して、低いほうの基礎控除等をもっと引き上げていく、そうしてこちらのほうにもう少し手厚くやってやるといふのが当然なことじゃないかという意見を述べて私は質問をしておるわけでして、その点はいかがなですか。

○田中(六)政府委員 も、ちろん低所得者層に非常に低い——非常に低いことは語弊がありますに、いずれにしても税率と控除というものを組み合わせて累進課税をしているわけでございまして、局長も指摘しておりますように、なだらかな一つの減税という方向が根底に考えられているわけでございまして、したがって、低所得者層の低い部分はこれからの徐々に直していつて、阿部委員のおっしゃるようになりたいというふうに考えます。

○高木(文)政府委員 ちょっと補足させて御説明させていただきますが、今回の千六百五十億の減税のうち、ほぼ半ばの金額が控除のほうに充てられて、ほぼ半ばの金額が税率のほうに充てられている。控除のほうに充てられたものがいわば低所得者層のほうによく、いわばきく減税になるという点からいえば、阿部先生がおっしゃるような傾向にあるのではないかと御意見に、ある意味で共感するわけでございますが、この春の国会でお願いしました際に、やはり今回と同じ規模の千六百六十億の規模の減税をお願いいたしましたし

て、そこのほうは全部控除をやったわけでございます。で、所得税というものは年分課税でありますから、春の分と今回の秋の分とが一緒になって年末調整なり来年の確定申告なりにあらわれてくるわけでございます。そこで所得税の改正をいたします場合に、やはりどうしても控除と税率とはある程度組み合わせてやらざるを得ない構成になっておりますので、そうかといって税率の手直しをいたします場合には、控除をやらずして税率だけやるといふことはできませんから、それである程度大規模の控除の引き上げがある機会ではないかと税率が直せませんから、この春の改正と合わせて、今回の控除はかなりの額になりますので、今回税率をあわせて直す案を提案させていただきますというところを付け加えてお含み願いたいと思ひます。

○阿部(勲)委員 先ほど局長は、税は公平でなければいかぬというお話をなされたのであります。が、どうも私はあまり公平じゃないと思うのであります。

ひとつ特別措置のことをお伺いしたいと思うのであります。いま輸出関係の特別措置による減収額は幾らですか。

○高木(文)政府委員 四十六年度の見積り額は約七百十億と記憶しております。

○阿部(勲)委員 私の手元の、皆さんからいただいた資料は、たしか四十四年の資料だと思ふのです、四十五年十一月二十七日でありますから、これによりますと七百八十五億になっておりますね。そうでございますか。

○高木(文)政府委員 先ほどの数字、ちょっと訂正させていただきます。

四十四年が五百三十六億、四十五年が先生おっしゃるとおり七百八十五億で、四十六年は先ほど七百十億と申しましたが、七百三十七億でございます。これが減っておりますのは、この春の国会で特別措置法の輸出所得控除の期限切れのときに、単純延長でなしに一部改正をしていただきました、いままでよりは振興の中身を薄くしていた

だきましたので、ことしは特別措置による減収額が一部減ってくるということになるわけでございします。

○阿部(勲)委員 皆さんのこの四十五年の数字でいきますと、七百八十五億、そうして全体の特別措置の中で占める比率は二〇・四％、こうなっていますね。この数字だけを見ますと、それほど大きいように思えないのでありますけれども、これはきわめて大きな企業にだけ減税してあるので、これはやはり外国でも文句をいつてくるのは私は当然のことじゃないかと思ふ。それで国民が、こういう形の中である意味でまた取奪をされておる。円・ドルの問題が引き起こされてくるこの大きな原因の一つになっておるのではないかと、こう思ふのであります。

そこで、これをもう少しここで伺ひをしてまいりたいのでありますけれども、いまこれを見ましても、これを利用しておるのはごくわずかな大企業だけであります。輸出増し増し償却の実施額は幾らになっていきますか。——じゃ、私のほうで読みますから、間違つておたら訂正してください。輸出増し増し償却の実施額は千七百三十五億、違ひますか。

○高木(文)政府委員 その表は、昭和四十五年十一月二十七日に税制調査会の臨時小委員会に出した表でございましてその備考にありますように、六カ月決算法人の上位四百社のうちの輸出振興税制を利用して法人でございまして、全体の全体の姿を見当をつけていただくにはそう間違つていないと思ひますが、中小法人がおつちこちています。上位の四百社のうちから拾つておられます。その意味で、申しわけございませんが、実は全法人の統計がないものでございまして、いろいろ議論していただきます場合にはこの表で見たいだいておりますが、その前提だけひとつお含みお願ひしたいと存じます。

○阿部(勲)委員 これを見ますと、百六十八社で千七百三十五億、海外市場開拓準備金の実施額は五百三億、そうして技術輸出控除は百二十三億、海外投資損失準備金は九十八億、これを合計いたしますと二千四百五十九億、こうなる。しかも、ここへ出てきている会社はわずかに百六十八社です。これだけの会社でこれだけの恩恵を与えておる。しかもいまの日本の円の問題等を引き起こしてきておる大きな原因だ。こうすれば、これはもう撤廃をする、全廃をするということが当然だと思ふのですが、いかがですか。

○高木(文)政府委員 一言補足させていただきますが、そのことにつきましては、この六月四日以来、御存じのように総合対外経済政策八項目というところの中で、この春に法律を改正をしていただきましたとして圧縮された分をさらになお圧縮してはどうかというところで検討を続けてまいつたわけでございします。そして政府全体の取り組みとしては、阿部委員御指摘のような方向で進んでおつたわけでございします。この八月十五日のいわゆるニクソン・ショックによりまして、アメリカ側がいわゆる自衛手段をとつてきたというふうな関係もあり、いろいろのショックを受けた。それが大企業だけでなくて下請企業等に非常に寄つてまいりますので、その寄つてくる状況からいつて、八月十五日以前に考えていたようなやり方ではないかと、そこがたいへん議論が分かれておりました。政府部内で検討中という段階でございします。

○阿部(勲)委員 検討中というのは、これは残す方向で検討しているのですか、それとも廃止する方向で検討しているのですか、どっちなんですか。

○高木(文)政府委員 率直に申しまして、政府部内の意見が分かれておるわけでございまして、残す意見とやめる意見とで争つておるわけでございします。

○阿部(勲)委員 ではもう少し先へ進んでみまらう。海外市場開拓準備金というのは、八社だけで幾ら積んでおりますか。

○高木(文)政府委員 ちょっと申しわけございませんが、八社だけの統計はございませんで、全商

社七千三百三十社で、四十四年度末の残高が千三百五十三億六千七百円という数字をいま持つておりますが、八社だけの数字をちよっと手元に持つておりません。私の申しましたのは残高でございます。

○阿部(助)委員 皆さんのやはり四十五年十一月二十七日に出したこれを見ますと、八社載つておるじゃないですか。

○高木(文)政府委員 お手元にあるのは、たぶん一年間の繰り入れ額だと思ひます。繰り入れ額は、八社でございますと四十四年度で百億四千百万円でございます。

○阿部(助)委員 それで、申告所得に対する割合は幾らですか。

○高木(文)政府委員 四十四年度で二四・四％になつております。

○阿部(助)委員 そうですね。わずか八社で、申告所得の二四・四％も商社は積み立てておるので、私としては問題の鉄鋼ですが、時間を急ぎますので私のほうで読みますが、これも間違つたら指摘をしてください。鉄鋼は、十三社の輸出増し償却は六百三十億、申告所得に対する割合は実に四三・四％ですよ。そうでしょう。そして造船はわずかに四社で百五億、申告所得に対する割合が二七・六％、自動車は十一社で三百二十三億、申告所得に対する割合が二五・七％、海運ではわずかに三社だけで百十四億、そして所得に対する割合は二四・二％と、こう出ている。これは税の公平なんというものでないじゃないですか。しかも、日本の円がこれだけ強いといわれる。裏返して言えば、日本の品物は安いといふことなんです。それにこれだけ手厚い保護をしておれば、それはニクソンでなくともおこりますよ。どうなんですか。

○高木(文)政府委員 ただいま阿部委員のおっしゃいましたような見地から、私も前回、この春の改正のときに若干割増し償却を縮小していただいたわけでございます。同時に、現在まで私どもの立場では税の公平論という見地から、まさ

に阿部委員のおっしゃるような角度でさらにもう一段と縮小の方向へ進んではどうかという提案を申し上げておるところでございます。

ただ、一言お含み願ひたいのは、いまの鉄鋼なり造船なり海運なりのこの措置は、これによつて輸出がかなり円滑にいつてゐることは否定できないのでございまして、それによりまして受けてゐる利益は、その企業あるいはその出資者だけというのではなくて、その産業を取り巻く一切の関係者に及んでおるわけでございます。つまり下請企業等にも及んでおりますし、そこに従事する方々にも有形無形の利益が、及んでおるわけでございますので、この差し迫つた段階までいきますと、はたして急激なるショックを与えるような改変を行なつていゝものかどうか、非常に判断に迷つておるという現状でございます。

○阿部(助)委員 それは何か少し変えりや影響が来るのはあたりまえですよ。鉄鋼がみななくなつてもいいんじゃないことにはならないでしょう。だけれども、この特別措置はあまりにもひど過ぎるという外国も指摘しておるんですよ。また、われわれもこれはあまりにもひど過ぎると思うんですよ。これを直せば下請にも影響が来る、労働者にも影響が来るなどということを言つておれば、何も不公平を是正するわけにはいかないでしょう。そんな理論で、そんな理屈で、これだけ大企業のみんどろばつかりみて、そうして物価は引き上げていく。労働者のほうはだんだん物価高でむしろ苦しんでいく。いまの農業なんてどうなんですか。米価の据え置きというてみたところで、あれは引き下げでしょう。金の価値が減つていくんだから。それに減反だ不作だというて、そつちのほうは少しもめんどろみないで、大企業のはうは、これは下請もある、労働者もあるなどというても、そんな理屈はこれは国民は理解するわけにはいかないでしょう。そんな理屈を立てれば、日本株式会社と言つてもしょうがないじゃないですか。これではほんとうに日本株式会社じゃないですか。これだけ輸出が伸びておる、しかも外国

からいろいろな規制までされておる、そういうときに、輸出振興のためにこれだけのものを出すなんというのはいさひと過ぎる。ひど過ぎはせんですか。そこらあたりを思い切つて直さなければ、私は皆さんから税の公平なんということばを言つてもらうのはおおきに迷惑だと思ふんです。その辺、次官どうですか。この辺で思い切つて、これは全廃するといふくらいの方針が出せませんか。

○田中(六)政府委員 こういうニクソン・ショックと申しますか、ドル・ショックがある前には、御承知のように八項目対策としてあげられておるわけで、方向としてはその方向にありますが、いま高木局長が説明しましたように、鉄鋼、造船、自動車、海運という阿部委員の御指摘の産業は日本の基幹産業で、しかも輸出に貢献し、その産業界は下請業者もきわめて多うございまして、急激なショックを与えてよいかどうかという、政府としては非常に疑問点がございまして、対米関係にもかかり引きもございまして、そういう点で、方向にはあるといふことは、私はこれは国内の委員会でございますからはっきり言えますが、いまこれを全廃しろというふうなことに對しましては、政府としてはまだそこまでは考へていないといふことがいえると思ひます。

○阿部(助)委員 下請があるとか、これは基幹産業だからこうだといふことなら、基幹産業ならもうあげて日本株式会社になつて、全面的な援助をするといふことになるんじゃないですか。まあ、あなたのはうのなんぼか前向きで検討する、なくする方向で検討するといふあれは私も了解をしますけれども、それにしても、いまの言ひ方からすれば、基幹産業だからこうなんだといふことなら、では、ほかの連中はみんな死んでも基幹産業だけ太らせればいいんですか。私はそういう理屈にはならぬと思ふんですよ。労働者や農民は死んでもいいんですか。基幹産業さえよければ、そういう理屈にはならない。しかも、いま、輸出の問題でこれだけ問題になつておる。しかも、外国も

この問題は指摘をしておる。財政ダイビングだ、こういう非難まで浴びておるときに、これくらい思い切つて直せないようでは、いまの自民党政府は、全くこれはもう財界大手と癒着をしておる、こゝろいわれても仕方がないじゃないですか。もうこれだけ問題になれば、こんな輸出関係の特別措置なんというものは、これは思い切つて全廃をして当然のことなんです。そういうものをむしろ低所得者や社会保障のほうに回していくんといふことは、これは当然過ぎるほど当然の話だと私は思ふのです。

それで最後に、この問題もう一つ聞きますけれども、経団連のほうでは、この輸出関係の特別措置はうんと減らしていくといふこの前の方針がありました。それで、これを減らした場合に、今度は特別償却や準備金を要求しておると聞いておるのですが、そういうことは、政府は御考慮なすつておるのですか。

○高木(文)政府委員 ある時期では、輸出割増し償却は全部やめてもいいのではないかと、海外市場開拓準備金につきましても、これを輸出だけに限つておるのはいさひと対外感傷がよろしくないものでありまして、輸出と輸入と両方含めたもので、そのかわりもう少し積み立て率を薄くしてやるというふうなことに組みかえてはどうか、それから輸出の奨励措置は、これはまだまだわが国の輸出が不十分だからそれは残していただくといふことでどうだろうかといふような御提案があつた時期がございまして、その後、先ほども申しましたようなニクソン・ショックがございましてから、新しい事態に對してどうするかといふことについては、公式なお申し出を私どものほうはまだいただいていないのでございまして。

○阿部(助)委員 そこで、時間もだいぶたちましたのであれですが、法人税でちよっと聞いておきたいのでありますが、来年度の案が出てくれば、またなかなか皆さん変更するわけにいかぬのでありまして、今日までの高度成長をささえてきた大きな柱でやはり税制があつたと思ふのであり

ます。特に法人税の税率は、主要なこの国よりも日本の税率が低い。その反面、減価償却率は非常に高い。こういう形で大企業を保護してきたわけであり、いま申し上げた輸出関係の特別措置だけでも、まあいろいろな特別措置が皆さんのこれを見てもたいへん多いのでありまして、世界に例がないほど至れり尽くせりの特別措置でこれを守ってきたわけであり、それとちよつと不況だといえは法人税率を引き下げた。去年ですかおとしでしたか、ちよつとだけ手直しをしたけれども、まだ法人税率は外国に比べて低いのですが、それでも何か財界は不況なんだからこれをもっと引き下げる大不景気になつてくると法人税率を引き下げてきたといういままでの例がございまして、財界はまたこれを引き下げる、こういっておるのでありますが、政府のお考えはどうなんですか。

○高木(文)政府委員 前回昭和四十五年のときに特別措置で一・七五%の加重税率をお認めいただきましたが、そのときは一つには国際的に見ても法人税率がわが国の場合には決して高いということはないということもございまして、一部ではやはりたいへん景気がいいので、負担力があるから臨時的に一・七五%を二年間だけ負担をするのだという理解で、この制度に入つたというような理解がございまして、今回は景気が悪くなりまして、この加重税率を、二年の期限が到来したならば当然やめるべきではないかという御意見が出ております。ただ、私どもは、先ほどもあげましたように、来年度の財政需要が相当大規模なものが見込まれますし、それに比べて税収の見積もりは、見通しとしてたいへん暗い状態でございますので、最終的に政府の態度をきめていくわけではございませんが、私どもの段階では、何とか現在の制度をそのまま存続していただくことはできないものだろうか。そうでない、なかなか来年度の予算の編成等も困難ではなからうか。かたがた先般来ときおりお話がございまして、一方においてニコソン・ショック等によって非常

に被害を受けた企業がある。一方において利益を受けた企業もある。法人税率が下がるということは、むしろ利益を受けた企業のほうの負担率が下がってくるようになりますので、そういう趣旨からいっても、負担の公平のほうからいっても、むしろこれを存続したほうがいいのではないかと、うようなことを考えておりますが、これはかなり高度のいわば政治問題でもございまして、私どもの考えどおり進みますかどうか、いまの段階で私限りの考えを申し上げるだけであることをお含み願いたいと思ひます。

○阿部(助)委員 いままで不景気だといえは下げ、不景気だといえは下げしてきただけでも、じゃ景気が回復してきたときもへ戻してきただけかという、これは四十五年たつた一回だけなんですね。そういう点からいって、また不景気だから下げるといふ圧力のかかるのはわかるのであります。これは世界じゅう比べてみたら日本のほうは低いんだから、そう下げるといふことには——私はむしろ引き上げるべきだ、こう思うのです。そういう点で、税率を引き上げたら企業経営はそんなに困るのですか。

○高木(文)政府委員 一般的には、税率が上がりましたも、被害を受けた企業のはうは所得が減りますので、納める税金は減るわけでありまして、そういふことはないとも言えるのですが、ただちよつと問題は、最近諸外国でもだいたい経済事情がたがたしてきておりまして、法人税の税率を臨時的に下げるような動きも一部の国に見え始めておりますので、それらのことを考えますと、やはり国際競争力等の関係からいいますとある程度負担を下げてもらわなければならないという御意見の方もあつてございまして。

○阿部(助)委員 吉國さんの「法人税法」、これを見ましても、最近法人税というのはいさ影響しないんだ、経営には困らないんだといううなことをお書きになつておるので、この際下げるなということではない、むしろこれは引き上げるということとひとつがなばつていただきたい。まあこ

れは私の要望を申し上げておきます。

それで、法人税の所得金額に対する税の負担割合というの、これは非常に逆進的になつておると私思うのですが——そうでしょう。たとえば、これは私の調べたものですが、これも間違つておたら御指摘を願ひたいのですが、総計では所得金額が六兆八千六百六十二億、税額が一兆八千五百四十四億、その割合は三〇・四%。ところが一億以上になりますと、もうこまかい数字は言ひませんが、三・二%、十億以上になると三・〇%、五十億以上になると二・九%、百億以上になると二・七%とだんだん割合が大きくなるほど負担割合は軽くなつておる。まあ法人税と所得税とは多少違うということになりまして、おるようには大きくなればなるほど累進税率で重くなるのであります。法人税の場合は、会社が大きくなり利益が大きくなるに従つて負担割合は軽くなつていく。こういう実態になつておる。これは何らかの手で直すという考えはないのですか。

○高木(文)政府委員 いま手元の数字で、おっしゃつたような数字になるかどうかちよつとチェックができませんのですが、しかし一つ問題が、あります。基本税率は三五%でございますが、配当に対する分につきましては大法人の場合でも二六%というふうになつておる。そこで、百なら百の所得が出た場合にどれだけの留保に回し、どれだけの配当に回すかということによつて実効税率は二六と三六・七五の間を動くことになるという問題が一つあります。したがつて、配当によつて回せば実効税率はほとんど下がってくる、二六に向かつて非常に近づいて下がつてくるという構造になつておるの、一つでございまして、このような配当課税措置がいかにどうか。どうしても大企業は資本の額が大きくなつておるといふこととございまして、したがつて配当の額がふえてまいりますので、そつちの関係から配当額がふえておりますから、十億以上の資本金の会社の配当のほうに回しておる所得の割合

が二〇%をこえておりますし、それ以下のところでは二〇%を割つておるといふようなことがありまして、そういう関係が一つございまして。

それからもう一つは、いまの法人税額というの、所得に税率をかけた出たものから源泉で納めたものを引いておるもので——源泉で納めたものというの、たとえば利子配当について銀行とかあるいは発行会社のほうですてに分離課税その他で納めておる分がありますから、その分はこつちの法人税から引きますもんですから、大企業ほど預金を持っていたり株を持っていたりします。そこで所得に税率をかけて出ました法人税額から源泉税額、所得税額を引くという関係上、大会社が納める法人税の額は比較的小さくなる、表面法人税率は小さくなるという関係がございまして。

そこあたりは私どもの勉強も不十分でございまして、いまは比例税率のたまたまでございまして、ただし中小法人の年所得三百万円以下については税率が下がつておるべきけれども、それを除いては、比例税率でございまして、先ほど来阿部委員の御指摘のように、特別措置等の関係もありまして実効負担がいろいろ動いてきておりますから、この辺は私どもも相当勉強しなければいけないというふうにお考えすることは事実でございまして。ただ、基本的にはいまの二点が大きく響いておるといふことをお含みいただきたいと思います。

○阿部(助)委員 まあこの問題はひとつ御検討を願ひたいと思ひます。

以上、私は物価問題、所得税、特別措置、法人とお伺ひしてきたのですが、いまこうやつてお伺ひをしてきた結論はといえば、アメリカが円切り上げ要求だとか課税金という無理難題をふつけてきた。しかし、アメリカもむちゃだけれども、また私たち日本自体も反省すべき点が多々あると私は思ふんです。まあどつちかといへばアメリカとの交渉がなかなかうまくいかない。そしていま労働者や農民、中小企業へそのしわ寄せがきてお

る。労働者は合理化だ、賃下げだ、首切りだといふところまでいまは追い込まれておるし、農民は米価の引き下げだ、減反だといふところへやられておる。そして政府の景気対策といへば、これは公債発行してまで公共投資といふけれども、これもまた大体大手です。少さないなかの市町村ではもう自己財源は何もないから、これは幾ら公共投資を急いでやれなんて言っても地方財源、持ち出し財源がないのだからできやしない。また、いまの陣容ではそう大きな仕事を一ぺんにかぶされても、仕事の消化能力はないといふところへいま追い込まれておるわけですし、何か政府は物価問題は放棄しておる。むしろこの物価を上げるといふ政策をてこにして高度成長してきたんだし、そしてこれからもこういう収奪をしていこうとしておる。だから、いまのような政策を続けていけば、いま円の切り上げをやってもまたすぐ同じように二度目、三度目と円の切り上げに追い込まれていくのではないか。そういう点で、私、先ほどから指摘しておりますように、労働者の賃金をもっと上げる、年金をふやすという社会保障の面にもっとも重点を置く。そういう観点から、やはりこの税の問題も考えていただかないと、大企業だけが肥え太っていく、そして公害だ物価高だといふこういう問題はなくなる、そしてそのために切り上げを迫られるというような悪循環を繰り返すだけじゃないか。この際に思い切ったやほり低所得層に対する施策を施す、社会保障をもっと充実するといふやり方で、ひとつ政府は思い切った政策をこの辺で立てていただきたいという要望をするわけでありませう。

○村田説明員 調査のほうは、申告が出来ますといふと、その結果によりまして随時調査に入っております状況でございます。——ちよっとことばが足り

ませんで恐縮でございましたが、もちろん年末の繁忙期とか、そういうときは避けておりますし、その点は御了承を賜りたいと思ひます。

○阿部(助)委員 よく聞かえないのだけれども、年末何ですか。

○村田説明員 年末等の繁忙期は避けまして、なるべく納税者の方に御迷惑をかけないように配慮いたしてやっておりますつもりでございます。

○阿部(助)委員 この問題は十一月いっぱいくらいに打ち切られたらどうですか。

○村田説明員 先生のおっしゃることよくわかるのでございますけれども、私どものほうとしましては、やはり九月から十一月ごろ、あるいは十二月の初めごろまでは一番あぶらの乗り切っているときでございますのでその点はどうか……。

○阿部(助)委員 まあ皆さんあんまりあぶらが乗り切つてしまつと、中小企業これみんなつぶれるんでね。それで、また公平の原則という観点から、大体これは日を切るということが私は正しいと思うので、これはやっぱり十一月いっぱいぐらに切るべきだと思ひますが、もう一ぺんひと……。あまりあぶら乗り切らぬでください。

○村田説明員 ことばがいろいろすべりまして恐縮でございますが、私どもとしましては国税局長のほうにそのところはまかせてございませう。で、大体めどとしましては十二月の十五日ごろまでは少なくとも調査は終える、そういうことでやつてまいりたいと思ひます。

○阿部(助)委員 これでやめますが、高木さんも何か新聞、日経ですが、「財源難でも徴税強化せず」といういいことをおっしゃつておるのだから、国税庁もやはりその方針で、あまり年の瀬の迫るまでやるなんていうことのないように、一つはこれは公平の原則という観点からありますけれども、たいへん時間をとりましたのでこれで終わりますが、そういう点で十一月一ぱいぐらにやめるといふ方針でやつてもらいたいです。

○廣瀬(秀)委員 廣瀬秀吉君。

○廣瀬(秀)委員 廣瀬秀吉君。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。

度しばらくぶりに年度当初の減税に対して年内減税をもう一ぺんやる、こういうことになったわけですが、この事の起こりはもちろんドル・ショックによる景気の停滞、これを上げよう、最も早く需要喚起効果といひますか、消費喚起の効果を持つ、そういう意味ではGNPを上げる効果を持つ、そういうものとして即効性のあるものはやはり減税だ、可処分所得をふやすということを通じてそういうことをはかるのだ、こういう御答弁であつたらうと思ひます。しかもこのことは、佐藤総理が五百億とかなんとかいうようなことじゃなしに、少なくとも一千万億をかなり大きくこえる減税が必要だといふ指示があつたといふような経緯もあるわけでありませう。

そこでちよっとお伺ひしたいのですが、所得税減税、今回千六百五十億やられるわけですが、可処分所得がふえることによってだけ景気回復効果といふものに役立つのか、これを数字的にどのくらいと読んでおられるのか、判断をしておられるのか、まずお伺ひしたい。

○高木(文)政府委員 所得税の減税の乗数効果がどのくらいあるかということにつきましては、種々の計量モデルによりまして過去の計測はやつておりますが、その計測の結果は必ずしも一致してないのをごさいます。特に今回のように年内減税の事例がございせんので、今回のような場合の乗数効果がどのくらいあるかということについては、的確なる見通しが立てにくいのでございませうが、過去の事例からいひまして、まず乗数効果は一・七くらいではないかといふふうに見込んでおります。ということとは、千六百五十億の一・七でございませうから大体三千億、その程度の需要拡大効果があるのではないかと、一応の推計でございませうが、そう考へております。

○廣瀬(秀)委員 その三千億というのは年間でございませうね。十二月かといふことでございませうか。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。

りますと、少なくとも六、七千億以上のデフレギャップがおかばされたい、こういうこともあるわけでありませう。そこでもう少しそういう点から言うならば、一・七の乗数効果を持っている所得減税を思い切つてやるならば、さらに百尺竿頭一步を進めるといふことで、もうちょっと減税幅を大きくするように、少なくとも三千億をこえるような程度のもので、年度当初のものと合わせれば五千億くらいになる、このくらいにはやはりすべきであったというように考えるのであります。これは財源の落ち込み、特に税の自然増収の伸び悩みというよりも減少というふうなことで、財源問題とも当然からむわけでありませうが、そういうことになったと思ふのであります。しかし、こういうときこそ最も効果的な、即効的な効果のあるものをもって早く景気を回復させて、そういう税の自然増収の落ち込みというふうなこともむしろ避けられるんだ、こういうことでやはり思い切つた措置をこういふときこそやらなければならぬといふことがあつたと思ふのであります。その辺のところは田中副大臣、いかがでございますか。

○田中(二)政府委員 補正予算で景気浮揚策と銘打つて二本の柱、公共事業費の効果とそれから減税の効果、二つをねらつて、二つの柱にして景気浮揚策をねらつてゐるわけでありませうが、御指摘のように、やはり財源の問題で、国債発行につきましてもいろいろとやかくいわれておるさなかでございますし、もともと四十六年度予算でこれは大幅な減税をさらにつけ加えるといふことは考へていなかったわけでございますし、財源との関係上どうでございますし、それは景気浮揚の即効策として大幅に広げることとは一つの施策でしようが、やはり何と申しましては財源の関係上、この程度が適当ではないかといふふうに政府では考へておるわけでありませう。

○広瀬(秀)委員 この点は幾ら言つても、政務次官ではおそらく水かけ論になるだらうと思ふわけで、これ以上申しませんが、われわれは、まず所

得減税、今回は少なかつた、少な過ぎたというように考えるわけでありませう。そこで、今回やはり景気回復といふことが非常に大きな目標であつた。税の体系を整備するといふよりは、やはりこの景気回復を中心とした政策効果をねらつての減税だつたと思ふのです。そういうような立場からするならば、最も景気が回復に結びつくような形での減税体系といふものが立てられなければならなかつた、こういうふうに思ふわけでありませう。先ほどからその問題についてはいろいろ質問もあつたわけでありませう。どうも何といつても佐藤総理に学者の立場において東大の内田忠夫さんが進言をした、これが聞かれたといふことなんでありませうが、内田さん自身の論文を見ましても、景気回復効果といふところは、やはり消費性向の高い百万以下の階層、しかもここには人員で千七百四十八万人もいるのであります。税額を二千六百七十六億も負担をしてゐる階層なんです。こういうところが、減税に対する消費性向といふのはおそらく一〇〇%だろつと思ふ、こういうことなんです。それから、こういうところをやはり減税すべきである。税率は二の次にしてよいのではないかと。

たとえば一般低所得階層に及ぶのは何といつても基礎控除であるとか、給与所得控除であるとか、あるいはまた扶養控除なり配偶者控除といふ、こういうようなところを上げて全部に及ぶのだ、今度はウエイトをそこにかけてやるのが当然のことであつたのではないかと、このように思ふわけでありませう。そうすると、税率の上昇カーブ、税率累進のカーブが非常に乱れてくる、こういうようなことから、あえてこの税率に少なかつとも半分のウエイトをかけてこれをやられたといふことは、やはりどうも首尾一貫しない、やや分裂的な形になつてゐるのではないかと、こう思ふわけでありませう。

特に、かりに二百万円以下で二千四百五十万円までの納税人員になつてゐる、そういうところがきつめて消費性向が高いといふのであります。

その部分での減税額は大体七百億程度だ、あとそれ以上三百万円以上のところで九百五十億以上にもなつてゐる、これはやはり問題ではないか。三百万をこえる階層あるいは五百万をこえる階層といふのは全部合せても百五十万人ぐらゐいしかないのである。そういうところに、あと九百何十億といふものが減税の恩恵を受ける。そういうところのものは、むしろ、消費需要の喚起といふようなところに結びつかないで、あるいは証券投資だとか、あるいは貯蓄だとかいふところに行つてしまふのではないかと。このほうがむしろ非常に大きいだろうと思ふのです。そういうことを考へましたならば、これはむしろ逆な形に当然すべきであつたと思ふのであります。その辺のところはいかがでございますか。

○高木(文)政府委員 先ほどから内田先生のお名前が出ておるのですが、私も経済学者として内田先生にはしばしば御指導をいただいてゐるわけでございます。内田先生は今回は公共投資をふやしてもいい、減税を大いに、特に年内減税を大いにやるべきだ、これが経済効果として大きいといふことを強調されたわけでありませうが、その際、一般論として所得階層別に低所得階層のほうが限界消費性向が大きいから、低所得階層の減税のほうが景気浮揚効果が大きいといふようなことをおっしゃつてゐることは、そのよう御意見をもちのこととは、私も承知しておるわけでございます。それで、いろいろ資料を調べてみましたのですが、現在ございませうが、国いろいろの資料、家計費調査であるとかその他の資料をいろいろ調べてみました。その結果、全体的な傾向として所得が大きいほど限界消費性向が落ちる、所得が小さいほど限界消費性向が大きいといふことは間違いない事実でございます。けれども、現在の所得税の納税対象者であるところの百万円くらいから三百万、五百万あたりの所得階層をとつてみました場合には、はたしてそんなに限界消費性向が所得階層別に違ふかどうかといふことをいろいろ調べてみました。でございますが、残念

ながらいまの統計ではそれを裏証できるだけの資料がどうもございませんで、その明確に所得階層別に限界消費性向が著しく違ふといふことは読み取れなかつたわけでございます。それが、消極的な説明になります。一つの理由でございます。

それから第二点は、今回の減税は四十七年度の所得税制を頭に置きまして、それをうしろに反してやるということでも組み立てられましたのです。その結果、今回分だけでは千六百五十の約半ばを控除に充て、半ばを税率で充てるというふうな形になりました。ところが、先ほど答弁を通じて申し上げましたように、当初の減税で千六百六十六億がもつたら控除で行なわれておりましたから、両方を考えますと四分の三は控除で行なわれておりました。税率は四分の一ということになつておるわけでございます。全体としまして決してそんなに税率に片寄つてゐるということはないのではないかと。私もその春の分と今回の分を合せて総合的に判断してそのように考へたわけでございます。そして、先ほど申しておりましたように、来年度も一度何か所得税の基本的な手直しをする機会があるのあればまた考へようといふところがあるのでございますけれども、どうもいろいろな事情から、主として財政事情から、今回の税制で四十七年度一年間このままお願いしてございませう。改正後の状態ですとやつていかなければならぬといふふうに考へますと、今回急遽こういう異例の減税が行なわれることになりました。これは景気浮揚といふことでございませうけれども、どうしても所得税の構造そのものの立場というものを考へざるを得ないと思へまして、先々の所得税の構造といふものを考へますならば、やはり累進度の緩和といふことを、いままでも累進度が厚くて困つておつたところで、控除だけに寄せますと非常に極端な累進度のカーブが上がつてまいりますので、それでは制度としてうまくないだらう、執行その他を考へましてもうまく所得税制は運営がむずかしくなつてくるだらうといふことを考へまして、やはりきつかけは景気の

浮揚であつても、所得税の構造そのものはある程度整つた姿でなければやがて悪いのではないかと判断した次第でございます。

○広瀬(秀)委員 四十七年度の税制を頭に描きながらという発言があつたわけですが、おそらくそういうことだつたらうと思つたのです。かりにそういうことであつたにしても、この年内減税をやる際に同じく並行してやるということについては、私もどうしても納得ができません。まあ年度当初の千六百六十六億と合わせれば、なるほど税率はことしの春はいくらなかつたわけですから、したがつて四分の一くらいはウエートしないのだということは勘定としては合いますけれども、しかしこの税率の問題も、また課税最低限の問題もそうでありますが、課税最低限がまだまだ低過ぎる。こういう実感を私も持つてゐるわけであつて、たとえばこの税率にいたしまして、三十万円以下というところは今度の税率改正によって何の恩恵も受けない、こういうこととありますし、六十万円以下のところでもよくやうく二％。これは四十四年から比較しまして、ことしの春を飛び越して今度のものと比較してみますと、二％だ。さらに百万のところでは四％税率が下がつてゐる。百五十万のところでは六％下がつてゐる。百六十万のところでは一〇％下がつてゐる。二百万のところでは八％、二百六十万のところでは三％、それから三百万が一〇％、三百二十万が一四％。これは四十四年度の税制改正に比較してそういうことになつてゐるわけですが、三百八十万のところでは一二％、四百万のところでは八％、四百四十万のところでは一二％、五百万のところでは八％、六百万のところでは八％、七百万のところでは四％、九百万のところでは四％、さらに千二百万のところでは五％、それから四千万のところでは五％、六千万のところでも五％、八千万のところでも五％といふように、税率改正は非常に中堅所得層といわれるところからずつと上に、高額所得層にまで及んでゐる。はたしてこの所得税が、累進税率のカーブがなだらかに上昇するということだ

けが問題ではないと思つたのであります。ある程度の所得階層から上は急激に上がるといふようなことがあつてもちつとも差しつかえないものだと私も考へるわけだ。事務的にならぬかな線をたどつて上昇するといふだけではない。もうこのくらい、たとえば七百万なら七百万、あるいは五百万なら五百万、これ以上は高額所得層なんだから、ここから急激に上がつていっていい、超過累進税率があつてもいいのだ、こういうような立場がやはり所得税における累進構造の中にあつていいのだというのが、やはり税といたつては何のためにあるか、税の基本には所得の再分配という、これはもう忘れられてはならない要素といふものがあるわけでありまして、高額所得のところに減税を大幅にやるといふことは、やはり今度のうちに低額所得層のところにきつめて薄い減税しか行なわれないといふ、部課長減税から今度は重役減税だと言われるような状況の対比の中で、これはやはり一つの所得税における基本的な問題点として考へていただかなければならないといふことを私も考へるわけなんです、そのところはどうかでございますか。そういう思想はありませんか。

○高木(文)政府委員 税率のカーブはどういうふうなカーブが望ましいのかといふことは、御指摘のように絶対的なことではないと思ひます。それで所得税に再分配機能が非常に重要な使命を持つてゐることは御指摘のとおりでございますので、高額所得層がそれなりに相当高額の負担をしてもらわなければならぬことは事実でございます。ただ、私も何が一番理想的な姿かという尺度が見出しがたいので、しばしばその国の税率のカーブ等と比較してものを見ておるわけでございます。前回の四十四年度、四十五年度の大改正のときにも、そこを頭に置きながら直していただいたわけで、先ほどお読みいただきましたような軽減割合も、四十三年以降の改正率、税率の引き下げ分を合わせるとさういふふうになるということの御指摘であつたわけですが、実

はこれまでの四十四年、四十五年の改正後におきまして、一番典型的には西ドイツの税率と日本の税率と比べますと、三百五十万くらいのところでカーブがクロスしてしまつて、それまでの階層では実効税率が三百五十万までは西ドイツのほうが上のカーブをとつてきて、日本のほうがカーブが下に来てゐるのですが、そこからクロスして、三百五十万あたりから西ドイツが下に来てゐる日本のはうが上へずつと行くといふことで、つまり傾斜のカーブが日本の場合には急カーブに立つておるわけでございます。西ドイツの關係の税率との關係はそこでクロスしてありますから非常に明確になつておりますが、他の諸国のカーブから見まして、どうも少しカーブが、いわばちよつと専門用語のようになりまして、立ち過ぎておりますので、それを少しなだらかに寝かしたいといふように考へたわけでございます。今回の措置によりまして、三百五十万のところでもクロスしてござつたのが、かなり上のほうにクロスポイントが移るといふふうになつていくようになるわけでございます。これは今後とも私ももっと勉強しなければいけませんし、専門家の間で研究してもらつておつておきますが、所得分配機能といふことと、それから執行面におきましてその理論だけにあまり走つておきますと、今度は所得分散が行なわれるといふことになりまして、その所得分散を避ける趣旨で、あまり急激なカーブを描きますと脱税でなしに節税という形で所得分散がはかられて、制度が予測したところの負担が期待できないといふことになるのを、どの辺で妥協して

といひますか、調和点を認めたいのかといふあたりがむづかしい問題だと思ひます。いろいろ御批評はあらうかと思ひますが、私も私としてはちよつといふ税率では、そしてさらにここで控除だけでカーブを立てますと、執行面といひますか、税制が所得配分についてむしろあまりいい影響を与えないのではないかと考へて、ある程度カーブをなだらかにすることにウエートを置いたわけでございます。その点についていろ

いろ御意見ございましょうと思ひますが、私どもとしての気持ちはさういふことでございます。

○広瀬(秀)委員 もうちよつと……
ドイツの例を引かれたわけですが、そこにはやっぱり前提条件が日本とどう違つてゐるかといふことについてどういふ分析をされたのかといふことが当然問われなければならぬと思つたのです。というのは、国民の所得階層別納税者人員、こういうものがどういふ分布になつてゐるかといふことが一つ問題がある。それからもう一つは、やはり社会保障の充実の度合い、さらに住宅その他のストックの保有の状況、こういうものが同時に比較されなければ、単純に税率で西ドイツのものはさうだといふようなことで、それと同じくしようといふようなことは、やはりそれは説明としては不十分である。もしそのことで今度の改正における正当性を立証しようとするならば、ドイツのいま申し上げたような点についての問題を、日本と比較をした表をこれは資料として出してもらいたいと思つたのです。

そこで四十四年から四十五年——四十五年の税法改正におきまして、こういうことが起きておるわけなんです。単身者で四十万のところ、今度は四十万は問題になりませんけれども、五十万のところをかりにとつてみても、旧法と新法の差額、軽減額が千円であつた、軽減の割合は七・六％、給料一万円当たりの軽減額といふのが二十円だ。ところが夫婦二人で五十万のクラスにいきましたと、給料一万円当たりの軽減額は百三十六円に上つて、夫婦二人の二百万円といふところでは百三十三円に軽減額が上つていく。夫婦三人として三百万のところでは三百三十八円、さらに若干飛んで五百万のところでは五百二十九円、五百五十万で五百三十五円、六百万で五百二十三円、七百万で五百十八円、八百万で四百六十六円、九百万で四百五十七円、一千万のところでは一万円当たりの軽減額が四百二十一円。五十万の単身者でわずか一万円当たりの軽減額が二十円にしかなくなつてない。こういうような矛盾が四十五年も出てお

る。今度の四十六年のトータルをとって一万円当たりの軽減額を出しても、少なくともそういう五百万、七百万、九百万、一千万というような高額所得層のところの軽減額というものは非常に大きいだろうと思うのです。このことをひとつ今度の資料としてこれは要求しておきます。

給与収入に対する軽減税額表、というのは、給与総額、収入が幾らで、旧法の税額が幾らであって新法の税額が幾らだ、差し引き軽減額が幾らか、軽減の割合が幾らか、それに対する一万円当たりの軽減額というものはどういふようになるというのを一覧表にして、これは少し高額のところ、八千万までずっと出してもらいたいと思います。これを一つ要求しておきます。

きょうは時間ありませんのでこれだけにとどめて、残余の質問は、次の機会に譲りますが、もう一つ資料要求をいたします。

軽減割合を算出するにあたって、社会保険のふえた分あるいは住民税の上昇分、厚生年金なども含むわけですが、あるいは失業保険、こういうものの負担増というものも含めて、大蔵省から出した資料に対応するものとして、そういうものを含めて軽減割合というものをひとつ出してもらいたい、こういうふうに思うわけであります。

以上、二つだけ資料要求をしまして終わります。

○高木(文)政府委員 第二の資料は若干時間がかかるかもしれませんが、その点だけお含みおき願いたいと思います。第二の、年金や何かの増加額の資料が手元にありませんので、関係省から聴取いたしますから。

○齋藤委員長 次回は、来たる五日金曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時九分散会

昭和四十六年十一月八日印刷

昭和四十六年十一月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D